

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子）について、申立人子が避難生活によってうつ等の症状が生じて通院したことを考慮し、申立人子の平成24年6月分から平成26年2月分までの通院慰謝料及び通院交通費が認められたほか、原発事故時に使用貸借していた住居から避難し、新たに避難先で住居を賃借したことによって負担した申立人らの家賃費用等について、住居確保損害として賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下、申立人全員を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### (1) 損害項目：住宅確保損害に係る費用の賠償

（平成26年4月30日付け被申立人プレスリリース）

金額：223万円

#### (2) 損害項目：申立人X2の生命身体損害（通院慰謝料）

損害期間：平成24年6月1日～平成26年2月22日

金額：7万9800円

#### (3) 損害項目：申立人X2の生命身体損害（通院交通費）

損害期間：平成24年6月1日～平成26年2月22日

金額：1万2540円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金232万2340円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年10月20日

（仲介委員 牛久保 美香）